平成２３年（フ）第２３号
山口県岩国市周東町下久原1769番地４ルネス森永203、住民票上の住所山口県大島郡周防大島町大字西三蒲1765番地
債務者　藤永　博子
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第１１９号
北九州市小倉北区熊谷１丁目33番10号
債務者　下窄　益男
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２０６号
北九州市小倉南区湯川新町１丁目20番43号
債務者　森下　ミカ
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２１６号
北九州市八幡西区舟町４番26号
債務者　桑原しのぶ
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２３０号
北九州市八幡西区萩原２丁目13番23―106号
債務者　髙倉　昌信
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２３１号
北九州市八幡西区瀬板１丁目14番47号
債務者　山口　　明
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２３２号
北九州市八幡東区春の町５丁目10番17号　おぐらやアパート６号
債務者　久留　友和
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２５０号
北九州市小倉南区日の出町１丁目３番28―305号
債務者　松井　和志
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２５１号
北九州市小倉南区日の出町１丁目３番28―305号
債務者　松井　正代
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３０号
福島県郡山市日和田町字北ノ入58番地の３　鴫原アパート201号
債務者　遠藤　　学
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第３２号
兵庫県三木市志染町青山５丁目22番地の８
債務者　佛性　　昭
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３２号
神戸市北区緑町５丁目７番26―102号、従前の住所神戸市北区小倉台６丁目12番地の５
債務者　大西　　縁
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３５８号
神戸市須磨区妙法寺字円満林２番地の22　王子ハイム502
債務者　徳田　健吾
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３５９号
神戸市須磨区妙法寺字円満林２番地の22　王子ハイム502
債務者　徳田　教子
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０号
北海道虻田郡倶知安町北７条西１丁目１番地ノースパーク春棟306号、住民票上の住所北海道虻田郡倶知安町北７条西１丁目１番地ノースパーク春棟
債務者　松倉登美子
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで　札幌地方裁判所岩内支部

平成２２年（フ）第１９７６号
埼玉県加須市平永628番地１
債務者　長浜　恭子
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２０７号
埼玉県川口市大字新堀1258番地　リバーサイド鈴木205号
債務者　竹内　郁子（旧姓矢口）
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係